

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果

○ 令和3年度各会計決算に基づく浦臼町の健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしましたので、下表のとおり公表いたします。

算定の結果、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

1. 浦臼町の健全化判断比率（一般会計等）

指標区分		令和3年度浦臼町	⑥早期健全化基準	⑧財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	－ %	15.00%	20.00%
	②連結実質赤字比率	－ %	20.00%	40.00%
	③実質公債費比率	2.7%	25.0%	35.0%
	④将来負担比率	－ %	350.0%	/

※ 実質赤字比率又は連結実質赤字比率については、赤字額がなく算定されないため、将来負担比率については、充当可能な財源等が将来負担額を上回っているため「－（該当なし）」として表記しています。

2. 浦臼町の資金不足比率（公営企業会計）

指標区分	会計名	令和3年度浦臼町	⑦経営健全化基準
⑤資金不足比率	下水道事業特別会計	－ %	20.00%

※ 資金不足比率については、資金不足額がなく算定されないため「－」として表記しています。

用語解説

①実質赤字比率

一般会計等（浦臼町の場合、一般会計と国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計）の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模（下記※参照）に対する赤字の割合。家計に例えると、年収に占める年間の赤字の割合といえます。

※標準財政規模＝標準税収入額等（町税など）＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

②連結実質赤字比率

一般会計及び特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金余剰（不足）額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字の割合。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合で、過去3ヵ年の平均値。家計に例えると、年収に占める年間の借金返済額の割合といえます。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。家計にたとえると、負債の残高が年収の何年分に相当するかを示した割合といえます。

⑤資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足の事業規模（事業収入）に対する割合。

⑥早期健全化基準

健全化判断比率の1つでも早期健全化基準を上回ると、①財政健全化計画を策定（議会の議決）し、外部監査の要求が義務付けられ、②実施状況を毎年度議会に報告して公表し、③早期健全化が著しく困難と認められるときは知事から必要な勧告が行われます。《平成20年度決算より適用》

⑦経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率がどれか1つ（浦臼町の場合は下水道事業特別会計のみ）でもこの基準を上回ると経営健全化計画の策定が義務付けられます。《平成20年度決算より適用》

⑧財政再生基準

財政再生基準を上回ると、①財政再生計画を策定（議会の議決）し、外部監査の要求の義務付け及び実施状況の報告・公表に加え、②財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求められます。また、③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、予算の変更等が勧告されます。《平成20年度決算より適用》

※総務大臣の同意がなければ、災害復旧事業債等を除き、地方債の発行が制限されます。一方、同意がある場合は収支不足額を振替えるための地方債（再生振替特例債）の発行が可能となります。